

2022年12月8日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会

代表幹事 西岡 修

常陸 実

〒603-8488 京都府京都市北区大北山長谷町 5-36

TEL 075-465-5300 Fax 075-465-5301

高齢者の生活とそれを支える事業所と職員の持続可能性のための要望書

日頃より社会福祉事業の発展にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

今、介護が必要な高齢者とそれを支える事業所・職員は、3年にもおよび新型コロナ禍、ウクライナへのロシア侵略戦争にも影響される流通、円安による物価高騰等、不安と困窮のなかにあります。また、2021年度の介護保険料改定や補足給付の見直し、本年10月開始の新しい処遇改善加算等により、介護サービス利用者・家族の負担は増加する一方です。恒常的な担い手不足にある福祉・介護の現場は、新型コロナ禍でその厳しさを増しているにもかかわらず、介護職員の給与は全産業平均にまだまだ遠く及ばない現状です。

「介護の社会化」をめざして開始した介護保険制度は、21年を経て、いま「制度の持続可能性」がその中心命題とされています。一方で、介護が必要な高齢者の生活と介護、福祉・介護事業所の運営と職員の労働環境や賃金は、持続できない状況に陥っています。

高齢者の生活とそれを支える事業所と職員の持続可能性のためには、介護保険制度の抜本的な見直しと老人福祉法に基づく施策の拡充が必要です。下記の項目について早急に改善、具体化いただくよう要望いたします。

1. 新型コロナ対策に関わって

- (1) 新型コロナウイルスのクラスター発生は、高齢者施設が最も多く、また、死亡者の約8割が高齢者であり、陽性者は入院し、適切な医療が必要です。国は「原則入院」と言いながら、実際にはそうなっていません。罹患した施設入所者は全員入院できるようにしてください。
- (2) 高齢者施設利用者が、入院が必要な状況にあっても、「医療ひっ迫」を理由として留め置かれ、施設内で一部事業を閉鎖して人的・空間的環境対策をとり、療養にあたるケースが急増しています。本来の医療・行政の責任による入院措置が取られない中での対応は、従来の「かかり増し」とは違った性質をもったものであるものとして、経営補償する施策を講じてください。

2. 介護保険制度 2024 年度改定に関わって

- (1) 介護保険利用者負担を原則2割負担にするのはやめ、1割負担を維持してください。
- (2) 要介護1・2の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行せず、介護給付を継続してください。

- (3) ケアマネジメントは介護保険サービスにかかる公平・中立な専門性を担保するため、無料を継続してください。
- (4) ICT 導入等、生産性の向上を理由とする職員配置基準の緩和を行わないでください。

3. 各施設、事業について

【特別養護老人ホーム】

- (1) 特別養護老人ホームは老人福祉法に基づく社会福祉施設として、高齢者の生活を保障する機能があるため、入所要件を要介護 1 以上に戻してください。また、日常生活継続支援加算の新規入居者にかかる重度要介護等の要件は、少なくとも 2015 年以前の要件に戻してください。
- (2) 補足給付は社会福祉施設の低所得者対策としての性格があり、介護保険財源で賄うのではなく、一般会計を財源としてください。また、所得要件は個人を対象とし、資産要件は廃止してください。

【養護老人ホーム、ケアハウス】

- (1) 養護老人ホームの措置控えをやめるように自治体に求めてください。
- (2) 全ての養護・ケアハウス職員の処遇改善を介護保険事業と同じ水準で行ってください。

4. 職員処遇について

- (1) 福祉・介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げてください。
- (2) 職員処遇の改善は加算ではなく、基本報酬に盛り込んだ上で大幅に報酬を引き上げてください。また、各種加算の事務にかかる手間を簡素化する手立てを講じてください。

5. 物価上昇・各種制度の変更に伴う報酬の改定について

- (1) 昨今のウクライナ情勢、円安により、水光熱費・食材料費をはじめとした物価高騰が経営に大きなダメージを与えています。また 10 月より、社会保険制度の改定、最低賃金の引き上げなど、施策の改定による支出増もはじまっています。これらは一時的なものではないため、単発の補助金ではなく、介護報酬を緊急に見直して対応してください。

6. 高齢者の生活と介護を守る公的介護・福祉の拡充について

- (1) 介護保険制度は、「制度の持続可能性」を理由とした、サービスの削減、保険料・利用料の負担増の改定ではなく、制度における公費負担割合を 50%にすることを目指し、段階的に引き上げてください。
- (2) 介護保険制度で対応できない貧困、虐待など多様化した今日的な諸問題については、社会福祉法人の社会公益活動にだけ頼るのではなく、老人福祉法を拡充してください。